

山梨県におけるリニア中央新幹線新駅周辺整備の基本方針策定に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、山梨県におけるリニア中央新幹線新駅周辺整備の基本方針策定に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙の協力のもと、山梨県の新たな玄関口となるリニア中央新幹線新駅周辺の土地利用及び基盤整備等の指針となるリニア駅周辺整備基本方針（以下「基本方針」という。）の策定に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲と乙は、基本方針の策定が円滑に行われるよう、次の各号について協力するものとする。

- (1) 甲が設置するリニア駅周辺整備検討委員会への乙の参画
- (2) 甲が検討する基本方針についての乙の助言、及び、甲乙間での情報の交換・共有

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成27年3月頃を予定している基本方針の策定日までとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を他人に知らせ、又は不正に使用してはならない。本協定の有効期間経過後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、別途甲乙協議しその扱いを定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成25年7月16日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号

独立行政法人都市再生機構

理事長